

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

	規 則	ペ ー ジ
◇		
○	北九州市子ども読書活動推進条例の一部の施行期日を定める規則【教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課】	2
◇	告 示	
○	徴収事務の委託【市民文化スポーツ局スポーツ部スポーツ振興課】	3
◇	公 告	
○	開発行為に関する工事の完了【建築都市局指導部宅地指導課】	5
◇	教育委員会	
○	北九州市子ども読書活動推進会議規則【教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課】	6
◇	訂 正	
○	第3477号の訂正【上下水道局総務経営部総務課】	8

北九州市子ども読書活動推進条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成27年7月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第34号

北九州市子ども読書活動推進条例の一部の施行期日を定める規則

北九州市子ども読書活動推進条例（平成27年北九州市条例第39号）付則
ただし書に規定する規定の施行期日は、平成27年8月1日とする。

北九州市告示第 3 1 8 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、スポーツ施設及び運動施設の使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 2 7 年 7 月 2 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

施設 の 名 称	受 託 者		委 託 期 間
	名 称	住 所	
北九州市立松ヶ江プール	市立松ヶ江プール運営委員会 会長 松本征幸	北九州市門司区 大字畑 2 0 6 6 番地	平成 2 7 年 7 月 1 日 から 同 年 9 月 1 日 まで
北九州市立朽網プール	朽網プール運営委員会 会長 丸山賢一	北九州市小倉南区 区朽網東一丁目 2 番 1 3 号	
紫川河畔プール	紫川河畔体育施設運営委員会 会長 久留島慶子	北九州市小倉南区 区徳力新町一丁目 1 番 8 号	
北九州市立藤ノ元プール	藤ノ元プール運営委員会 会長 甲斐英明	北九州市若松区 今光二丁目 1 6 番 1 4 号	
北九州市立小石プール	小石プール運営委員会 会長 鹿瀬島昌弘	北九州市若松区 小石本村町 2 0 番 1 号	
桃園市民プール（屋外）	株式会社スピナ 代表取締役 小田孝幸	北九州市八幡東区 区平野二丁目 1 1 番 1 号	
大池プール	大池プール運営委員会 会長 山下積	北九州市八幡西区 区鷹の巣二丁目 1 5 番	

北九州市立沖田プール	沖田プール運営委員会 会長 桑園富士夫	北九州市八幡西区三ヶ森四丁目4番17号
上津役プール	株式会社コアズ北九州支社 支社長 四方堂義男	北九州市八幡西区黒崎城石3番7号
木屋瀬プール	木屋瀬プール運営委員会 会長 多田和美	北九州市八幡西区木屋瀬三丁目3番10号
岩ヶ鼻市民プール	岡崎建工株式会社 代表取締役 岡崎毅	北九州市小倉北区下到津五丁目9番22号
折尾プール	北九州ふよう株式会社 代表取締役 野田武次郎	北九州市小倉北区浅野二丁目14番1号
仙水児童プール	仙水児童プール運営委員会 会長 加藤美佐子	北九州市戸畑区中原西三丁目2番
北九州市立西戸畑児童プール	西戸畑児童プール運営委員会 会長 野口勝義	北九州市戸畑区南鳥旗町1番1号

北九州市公告第570号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成27年7月29日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区蒲生三丁目616番2	北九州市小倉南区葛原四丁目16番12号 仲森恵美子

北九州市子ども読書活動推進会議規則をここに公布する。

平成27年7月29日

北九州市教育委員会

委員長 古城和子

北九州市教育委員会規則第11号

北九州市子ども読書活動推進会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市子ども読書活動推進条例（平成27年北九州市条例第39号。以下「条例」という。）第17条第7項の規定に基づき、北九州市子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第2条 推進会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 推進会議に会長1人及び副会長2人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 条例第17条第6項に規定する部会（以下「部会」という。）に属すべき委員は、会長が指名する。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

3 部会長は、部会を代表し、部会の事務を掌理する。

4 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年8月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この規則の施行の日の翌日から平成29年7月31日までの間に任命される委員の任期は、第2条第1項の規定にかかわらず、同日までとする。

(推進会議の招集の特例)

3 推進会議の最初の会議及び委員の任期満了後最初の推進会議の会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

正誤表

年	号	頁	訂正箇所	正	誤
平成 27 年	3 4 7 7	8 4	上から 1 行目	第 1 号	第 2 2 号
平成 27 年	3 4 7 7	9 6	上から 1 行目	第 2 号	第 2 3 号